

東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和元年 9 月 10 日付 31 都環公地温 924 号
(改定) 令和 2 年 5 月 25 日付 2 都環公地温第 404 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱（令和元年 6 月 21 日付 31 環地地第 127 号。以下「実施要綱」という。）第 5 第三号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱及び東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号。以下「認証要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(助成対象住宅等)

第 3 条 助成対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 認証要綱第 18 条第 1 項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けたもの
- 二 単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が 2,000 m²未満のもの
- 2 前項の助成対象住宅に太陽光発電システムを設置する場合にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該太陽光発電システムについても助成金の交付対象とする。
 - 一 東京ゼロエミ住宅指針（令和元年 7 月 4 日付 31 環地環第 104 号）第 4 に定める基準に適合するもの
 - 二 発電出力 10 k W 未満の未使用のもの
 - 三 助成対象住宅と当該太陽光発電システムそれぞれの所有者が同一であること。

(助成対象者)

第 4 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 2 に規定する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団

員等に該当する者があるもの

四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われるもの

(助成金額)

第5条 助成金額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 戸建住宅の場合にあつては、単位住戸当たり 700,000 円
 - 二 集合住宅等の場合にあつては、単位住戸当たり 300,000 円
 - 三 第3条第2項の太陽光発電システムに係る助成を受ける場合にあつては、当該太陽光発電システムの発電出力数に 100,000 円を乗じて得た額とする。
- 2 前項第3号の太陽光発電システムの発電出力数は、キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。

(助成金の事前申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事前申請を行わなくてはならない。

2 前項の事前申請は、公社が別に定める事前申請の受付期間内に、助成金事前申請書（別記第1号様式）及び別表1に掲げる書類を公社に提出することにより行うものとする。

(事前申請の受付等)

第7条 公社は、事前申請の受付（以下「事前申請受付」という。）ごとに、受付上限額を定め、前条の事前申請を受け付け、助成金交付申請を行うことができる者（以下「交付申請者」という。）を決定し、事前申請を行った者に事前申請の結果を通知する。

- 2 公社は、前項の場合において、公社が定める事前申請受付ごとの受付上限額を超える申請があったときは、当該受付期間終了後、抽選により交付申請者を決定する。
- 3 事前申請受付において、助成金事前申請書又は必要書類に不備がある場合は事前申請受付の対象から除くものとする。
- 4 事前申請で提出された書類は、返却しない。

(確認済証の交付)

第8条 事前申請を行おうとする者は、当該事前申請の結果、助成金交付申請を行うことができることが決定した日以降に、当該助成対象住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証の交付を受けるものとする。

(助成金交付申請)

第9条 交付申請者は、公社が別に定める助成金交付申請期間内に、助成金交付申請書（別記第2号様式）及び別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、交付申請を行わなければならない。

2 交付申請者は、助成金事前申請書に記載した事前申請額を超える額を申請することは

きない。

(手続代行者)

第 10 条 事前申請を行おうとする者又は交付申請者は、第 6 条の規定による事前申請又は前条の規定による交付申請に係る手続（第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 22 条第 2 項の手続を含む。）の代行を、第三者に対し依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。

3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

(助成金の交付決定)

第 11 条 公社は、第 9 条の規定により交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事前申請額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は第 9 条の交付申請をした交付申請者に対し、第 1 項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 12 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 3 項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として次に掲げる条件を付すものとする。

一 助成事業者は、本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（前条第 3 項の規定により、本助成金の交付決定を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理すること。

二 助成事業者は、公社が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合はこれに協力するとともに、公社が必要な資料、情報を求めたときは公社の指定する期日までに公社に提供すること。

三 助成事業者は、助成対象経費について本助成金以外に国、都、公社又は都の補助金の交付を受け補助事業を行う者から、本事業と事業目的、対象を同一とする助成金等を受給しないこと。

四 助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。）であり、第三者に販売することを目的としている場合にあっては、助成事業者は、第三者に販売する際に、当該住宅は本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示するこ

と。

五 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前各号のほか、本要綱その他法令の規定を順守すること。

2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(申請の撤回)

第13条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第11条第3項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書(別記第5号様式)を公社に提出し、交付申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(助成事業の承継)

第14条 助成事業者の地位の承継(相続、法人の合併又は分割に限る。)が行われた場合において、その地位を承継した者(以下「承継者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書(別記第6号様式)を公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、助成事業者に対し、助成事業承継承認決定通知書(別記第7号様式)により承認するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 前項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件、義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは、「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第15条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第16条 助成事業者は、個人にあっては住所、法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書(別記第8号様式)を提出すること。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 助成事業者は、第 11 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第 14 条に規定する承継を除く。）をさせてはならない。

(助成事業の廃止)

第 18 条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

第 19 条 助成事業者は、次に掲げる日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記第 11 号様式）及び別表 3 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 一 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付日又は認証要綱第 18 条第 1 項に規定する東京ゼロエミ住宅認証書の交付日のいずれか遅い日から 180 日を経過する日
- 二 令和 4 年 9 月 30 日

- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他交付申請者の責に帰すことができないと公社が認める場合は、公社が認める期限までに行うものとする。

(助成金額の確定及び助成金の交付)

第 20 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 11 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 12 号様式）により当該助成事業者に通知し、本助成金を支払うものとする。

(財産の管理)

第 21 条 助成事業者は、取得財産等について、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(財産の処分)

第 22 条 助成事業者は、助成対象住宅の検査済証の交付日から 10 年以内に、助成対象住宅等の取壊し、住宅以外への用途変更等の助成対象住宅等の処分（本助成金の交付の目的以

外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は破棄することをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第12号様式）を公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成26年4月1日26都環総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。
- 6 公社は、前項の規定による処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第23条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は本要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。
- 四 助成事業者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

- 2 公社は、前項の規定による取り消しをしたときは、速やかに当該取消に係る当該助成事業者に通知するものとする。

（本助成金の返還）

第24条 公社は、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、助成事業者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が、実施要綱第4-3に定める額及び本要綱第6条第1項の事前申請において申請した額を超えたことが判明した場合は、助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期限までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。

（違約加算金）

第25条 公社は第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対

し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 26 条 公社は、助成事業者に対し、第 24 条第 1 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項及び前条第 1 項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

（助成事業の経理）

第 28 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第 19 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する会計年度終了の日から 10 年間保存しておかなければならない。

（調査等）

第 29 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第 30 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報取扱)

第 31 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則 (令和元年 9 月 10 日付 31 都環公地温第 924 号)

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 5 月 25 日付 2 都環公地温第 404 号)

この要綱は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

ただし、第 19 条第 1 項第 1 号の規定は令和元年 9 月 10 日から適用する。

別表第1（第6条関係）

	書類の種類	備考
1	事前申請結果通知用郵便はがき	送付先を記載すること。 私製はがきの場合は切手を貼付すること。
2	工事請負契約書（写）	建築主が自ら住宅の建築を行わない場合
3	事業計画書（写）	建築主が自ら住宅の建築を行う場合
4	その他公社が必要と認める書類	

別表第2（第9条関係）

	書類の種類	備考
1	確認済証（写）	
2	東京ゼロエミ住宅設計確認書（写）	
3	納税証明書	
4	太陽光発電システムの所有者が建築主であることを証明するもの（写）	助成対象住宅に太陽光発電システムを設置し、助成を受ける申請者のみ
5	その他公社が必要と認める書類	

別表第3（第19条関係）

	書類の種類	備考
1	検査済証（写）	
2	東京ゼロエミ住宅認証書（写）	
3	東京ゼロエミ住宅設計変更確認書（写）	交付を受けている場合
4	住宅供給事業者が第三者に販売する際に当該住宅が本助成金の交付を受けたものであると提示する書面	住宅供給事業者の場合のみ 販売時のパンフレット等
5	その他公社が必要と認める書類	

別記様式

	名称
別記第1号様式	助成金事前申請書
別記第2号様式	助成金交付申請書
別記第3号様式	助成金交付決定通知書
別記第4号様式	助成金不交付決定通知書
別記第5号様式	助成金交付申請撤回届出書
別記第6号様式	助成事業承継承認申請書
別記第7号様式	助成事業承継承認決定通知書
別記第8号様式	助成事業者情報の変更届出書
別記第9号様式	助成事業廃止届出書

別記第 10 号様式	助成事業廃止承認決定通知書
別記第 11 号様式	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書
別記第 12 号様式	助成金確定通知書
別記第 13 号様式	取得財産等処分承認申請書
別記第 14 号様式	取得財産等処分に係る納付額通知書
別記第 15 号様式	取得財産等処分承認決定通知書
別記第 16 号様式	助成金交付決定取消通知書
別記第 17 号様式	助成金返還請求通知書
別記第 18 号様式	助成金返還報告書